



沖縄労働局発表
令和元年8月8日

【照会先】 沖縄労働局 雇用環境・均等室
室長 加藤 明子
地方待遇改善推進指導官 面高 史代
電話 098-868-4380

【照会先】 沖縄労働局 職業安定部
部長 村上 優作
需給調整事業室長 比嘉 淳二
電話 098-868-1637

「パートタイム・有期雇用労働の均等・均衡待遇特別相談窓口」・
「派遣労働者の均等・均衡待遇に係る特別相談窓口」を設置します
～ 令和元年8月9日(金)から開設 ～

沖縄労働局（局長 福味 恵）では、令和元年8月9日から、パートタイム・有期雇用労働法（※¹）及び改正労働者派遣法（※²）について、労働者や企業の担当者からの相談に対応する特別相談窓口を以下のとおり開設します。

特別相談窓口

1. 開設日 令和元年8月9日（金）
2. 時間 8時30分から17時15分（土日祝日、年末年始除く）
3. 相談窓口

【パートタイム・有期雇用労働法について】

沖縄労働局 雇用環境・均等室 電話 098-868-4380

【改正労働者派遣法について】

沖縄労働局 職業安定部 需給調整事業室 電話 098-868-1637

（※¹）パートタイム・有期雇用労働法では、同一企業内において、正社員と短時間労働者や有期雇用労働者との間で、基本給や賞与、手当などあらゆる待遇について、不合理な差を設けることが禁止されます（均等・均衡待遇）。

（※²）改正労働者派遣法では、派遣先の労働者との均等・均衡待遇又は一定の要件を満たす労使協定による待遇のいずれかを確保することが義務化されます。

パートタイム、有期雇用労働の 均等・均衡待遇特別相談窓口

令和元年8月9日から開設します！
パートタイム労働・有期雇用労働で
働く方々や企業からのご相談をお受けします

パートタイム・有期雇用労働法が
2020年4月1日から施行されます。

(中小企業におけるパート・有期雇用労働法の適用は2021年4月1日から)
正規雇用と非正規雇用の間の不合理な待遇差が禁止され、正規雇用との均等・均衡待遇が求められます。

※不合理な待遇差の具体例などを示した同一労働同一賃金ガイドラインが指針として定められています。

- ◆パートタイム・有期雇用労働法について知りたい
- ◆同一労働同一賃金の制度内容がわからない。
- ◆どのように制度導入の手順を進めていくのかわからない
- ◆正社員との待遇差が気になる。 など



お問い合わせ先

○受付時間 8時30分～17時15分
(土日祝日、年末年始除く)

※まずはお気軽にお電話でご相談ください。

○パートタイム・有期雇用労働法については
雇用環境・均等室 **098-868-4380**

〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1
那覇第二地方合同庁舎1号館3階 窓口番号①

相談無料
お気軽にご相談ください！
匿名相談可 プライバシー厳守



※雇用管理の改善に関する具体的な相談については、
「**沖縄働き方改革推進支援センター**」を御活用ください。
(沖縄県社会保険労務士会内 TEL: 0120-420-780 那覇市前島2-12-12)

派遣労働者と事業主向け

無料相談窓口のご案内

令和2年4月1日に、
派遣労働者の**同一労働同一賃金**の実現に向けた
改正労働者派遣法が施行されます。

「派遣労働者の同一労働同一賃金の制度内容がわからない」

「どのように制度導入の手順を進めていくのかわからない」

「派遣先の正社員との待遇差が気になる」といった悩みを持つ派遣労働者や事業主のために、
沖縄労働局に無料で相談できる「派遣労働者の均等・均衡待遇に係る特別相談窓口」を設置します。



お問い合わせ先

下記電話番号から、来所日時をご予約ください。

☎ 098-868-1637

(受付：平日8：30～17：15)

※ご予約がなくても来所いただけますが、お待たせする可能性があります。

無料相談窓口業務開始日：令和元年8月9日

<アクセス>

沖縄労働局 需給調整事業室内
「派遣労働者の均等・均衡待遇
に係る特別相談窓口」

〒900-0006

那覇市おもろまち2-1-1

那覇第二地方合同庁舎1号館3階



※ 法律の施行日（令和2年4月1日）前は、対応できる支援が限られる可能性があります。

※ 寄せられたご質問などに対しては、労働局の担当者をご説明します。

雇用管理の改善に関する具体的な相談は、「**沖縄働き方改革推進支援センター**」をご利用
ください。那覇市前島2-12-12（沖縄県社会保険労務士会内）TEL0120-420-780

雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

パートタイム・有期雇用労働法及び改正労働者派遣法 2020年4月1日に施行

(中小企業におけるパート・有期雇用労働法の適用は2021年4月1日から)

改正の目的

正規雇用労働者（無期雇用フルタイム労働者）と
非正規雇用労働者（パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者）との
不合理な待遇の差をなくす。

どのような雇用形態を選択しても、待遇に納得して働き続けられるよ
うにすることで、多様で柔軟な働き方を「選択できる」ようにします。

改正の概要

① 不合理な待遇差をなくすための規定の整備

同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間で、基本給や賞与
などの個々の待遇ごとに、不合理な待遇差を設けることを禁止
ガイドライン※¹より、どのような待遇差が不合理に当たるかが示されています。

※¹ いかなる待遇差が不合理であり、いかなる待遇差は不合理なものでないかを示した「同一労働同一賃金
ガイドライン」が策定

均衡待遇規定

(不合理な待遇差の禁止)



下記3点の違いを考慮した上で、不合理な待遇差を禁止します
①職務内容※²、②職務内容・配置の変更の範囲、③その他の事情

均等待遇規定

(差別的取扱いの禁止)



下記2点と同じ場合、差別的取扱いを禁止します
①職務内容※²、②職務内容・配置の変更の範囲
※² 職務内容とは、業務の内容+責任の程度をいいます。

派遣労働者については、下記のいずれかを確保することを義務化します。

(1) 派遣先の労働者との均等・均衡待遇

(2) 一定の要件を満たす労使協定による待遇

★併せて、派遣先になろうとする事業主に対し、派遣先労働者の待遇に関する
派遣元への情報提供義務を新設します。

【改正前→改正後】 ○：規定あり △：配慮規定 ×：規定なし ◎：規定の解釈の明確化

	パート	有期	派遣
均衡待遇規定	○ → ◎	○ → ◎	△ → ○+労使協定
均等待遇規定	○ → ○	× → ○	× → ○+労使協定
ガイドライン	× → ○	× → ○	× → ○

② 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化

非正規雇用労働者は、「正社員との待遇差の内容や理由」など、自身の待遇について説明を求めることができます。
事業主は、非正規雇用労働者から求めがあった場合は、説明をしなければなりません。

【改正前→改正後】 ○：説明義務の規定あり ×：説明義務の規定なし

	パート	有期	派遣
待遇内容※ ³ （雇い入れ時）	○ → ○	× → ○	○ → ○
待遇決定に際しての考慮事項（求めがあった場合）	○ → ○	× → ○	○ → ○
待遇差の内容・理由（求めがあった場合）	× → ○	× → ○	× → ○

※³ 賃金、福利厚生、教育訓練など

③ 行政による事業主への助言・指導等や

裁判外紛争解決手続(行政ADR)※⁴の規定の整備

※⁴ 事業主と労働者との間の紛争を、裁判をせずに解決する手続きのことをいいます。

都道府県労働局において、無料・非公開の紛争解決手続きを行います。
「均衡待遇」や「待遇差の内容・理由」に関する説明についても、行政ADRの対象となります。

【改正前→改正後】 ○：規定あり △：部分的に規定あり（均衡待遇は対象外） ×：規定なし

	パート	有期	派遣
行政による助言・指導等	○ → ○	× → ○	○ → ○
行政ADR	△ → ○	× → ○	× → ○

【問い合わせ先】

■ パートタイム・有期雇用労働法に関するお問い合わせ

沖縄労働局雇用環境・均等室 (TEL) 098-868-4380
那覇第二地方合同庁舎1号館3階 那覇市おもろまち2-1-1

■ 労働者派遣法の改正に関するお問い合わせ

沖縄労働局職業安定部需給調整事業室 (TEL) 098-868-1637
那覇第二地方合同庁舎1号館3階 那覇市おもろまち2-1-1

■ 具体的な労務管理の手法に関する相談

沖縄働き方改革推進支援センター
(TEL) 0120-420-780 (フリーダイヤル)
那覇市前島2-12-12 (沖縄県社会保険労務士会内)